

2021年2月

組合員各位

小売酒販組合

2021.4.1から、消費税の「総額表示」が義務づけられます

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費税の店頭表示については、「総額表示」の特例措置として本体価格（税抜表示）のみの表示が認められてきました。

しかし、4月1日からは消費税法の規定に基づき、総額表示が義務づけられることとなり、プライスカードの変更等をする必要があります。

各位におかれましては、下記を参考に消費者サービスの一環として、取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 総額表示の例（別紙チラシ参照）

- (1) 11,000 円 (2) 11,000 円（税込） (3) 11,000 円（税抜価格 10,000 円）
- (4) 11,000 円（うち消費税額等 1,000 円）
- (5) 11,000 円（税抜価格 10,000 円、消費税額等 1,000）
- (6) 11,000 円（税抜価格 10,000 円、消費税率 10%）
- (7) 10,000 円（税込価格 11,000 円）

2. 価格表示が税抜価格のみの表示になっている場合の対応例

- ・ 商品の陳列棚に税込価格を表示する
- ・ 店内にPOP等を掲示し、税込価格を表示する
- ・ 税抜価格と税込価格の価格読替表を掲示又は配布する
- ・ 税込価格を表示したカード等を挟み込む

3. 4月1日時点で変更作業が完了していない場合（別紙掲示例参照）

店頭に次のような掲示をして、できるだけ早く作業を完了させる。

（例）2021年4月1日より価格表記を「税込価格」とします。

しばらくの間、本体価格のみのものと税込価格のものが混在します。